

「森林・林業再生プラン」の推進について

1. 経過

農林水産省では「森林・林業再生プラン」を平成21年12月25日に公表。この再生プランでは「10年後の木材自給率50%以上」を目指すべき姿として掲げ、今後10年間を目途に森林・林業を再生していくための指針として作成。

この再生プランを推進していくため、赤松大臣を本部長とする「森林・林業再生プラン推進本部」を設置し、第1回会合を1月21日に開催。

第1回森林・林業再生プラン推進本部では、本部の下に「森林・林業基本政策検討委員会」など5つの検討委員会を設置し、再生プランに盛り込んだ制度面、実践面の検討課題について、早急に具体的な対応策の検討を進めていくことを決定。

2. 今後の方針

各検討委員会において得られた成果は、直ちに取り組めるものは順次実施。また、制度的課題については、6月頃を目途に中間とりまとめ、11月頃を目途に最終とりまとめを行い、平成22年度末までを目途に森林・林業基本計画に反映させる方針。

3. 各検討委員会の開催状況（予定）

(1) 森林・林業基本政策検討委員会

第1回委員会：平成22年2月15日(月)開催予定

(2) 路網・作業システム検討委員会

第1回委員会：平成22年2月1日(月)開催

第2回委員会：平成22年3月上旬で調整中

(3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会

第1回委員会：平成22年2月16日(火)開催予定

(4) 人材育成検討委員会

第1回委員会：平成22年2月12日(金)開催予定

(5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会

第1回委員会：平成22年3月上旬で調整中

添付資料一覧

(資料1) プレスリリース

「第1回 森林・林業基本政策検討委員会」の開催及び傍聴について

(資料2) プレスリリース

「第1回 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会」の開催及び傍聴について

(資料3) プレスリリース

「第1回 人材育成検討委員会」の開催及び傍聴について

(資料4) 農林水産省 森林・林業再生プラン推進本部（体制図）

(資料5) 森林・林業再生プラン推進本部の設置について

(資料6) 森林・林業再生プラン推進本部の下に置く検討委員会について

(資料7) 森林・林業再生プランに基づく主要課題の実施スケジュール

(資料8) 森林・林業再生プラン(平成21年12月25日公表)の概要

(資料9) 森林・林業再生プラン(平成21年12月25日)

プレスリリース

平成 22 年 2 月 4 日
林 野 庁

「第1回森林・林業基本政策検討委員会」の開催及び傍聴について

農林水産省では、平成 22 年 2 月 15 日（月曜日）に、農林水産省三番町共用会議所第 3 会議室において「第 1 回森林・林業基本政策検討委員会」を開催いたしますので、お知らせします。

会議は公開です。また、カメラ撮影は冒頭のみとします。

1. 概要

「森林・林業再生プラン」（平成 21 年 12 月 25 日公表）で掲げた施策の具体的な検討を行うため、「森林・林業再生プラン推進本部」の下に、「森林・林業基本政策検討委員会」「路網・作業システム検討委員会」「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会」「人材育成検討委員会」「国産材の加工・流通検討委員会」の 5 つの検討委員会を設置しました。この度、制度的な課題の検討を行う「森林・林業基本政策検討委員会」の第 1 回委員会を開催します。

なお、今回の会議資料及び議事の概要は、会議終了後に次の URL ページで公開することとしています。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/saisei/kihon.html>

2. 日時

平成 22 年 2 月 15 日（月曜日）13 時 00 分～16 時 00 分

3. 場所

農林水産省三番町共用会議所第 3 会議室

住所：東京都千代田区九段南 2-1-5

4. 議題

森林計画制度の見直しや補助金・予算の見直しなど、森林・林業再生プランに掲げている制度面の課題への対応について検討

5. 委員

別紙 1 「森林・林業基本政策検討委員会委員名簿」参照

6. 傍聴可能人数

15名程度（希望者多数の場合は抽選）

7. 申込要領

FAX又はインターネットにて、2月10日（水曜日）17時までにお申し込みください。
（別紙2「FAX又はインターネットでの申し込み方法」をご参照ください。また、電話でのお申し込みはご遠慮ください。）

傍聴の可否については、2月12日（金曜日）にご連絡いたします。

傍聴に当たっては、別紙2「傍聴する場合の留意事項」をお守りください。

<添付資料>

- ・ 別紙1「森林・林業基本政策検討委員会委員名簿」
- ・ 別紙2「FAX又はインターネットでの申し込み方法」「傍聴する場合の留意事項」

お問い合わせ先

林政部企画課

担当者：森林・林業基本政策検討室 小島、宮沢

代表：03-3502-8111（内線6220）

ダイヤルイン：03-6744-2496

FAX：03-6744-1707

当資料のホームページ掲載URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

森林・林業基本政策検討委員会委員名簿

委員【外部】[50音順]

有川 光造	かが森林組合代表理事組合長
○ 岡田 秀二	岩手大学農学部教授
甲斐 利幸	山都町長
柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院教授
片岡 明人	住友林業株式会社山林環境本部山林部長
川村 誠	京都大学大学院農学研究科准教授
鮫島 正浩	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
白石 則彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
善財 裕美	NPO法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
中島 浩一郎	銘建工業株式会社代表取締役
野田 英志	(独)森林総合研究所林業経営・政策研究領域長
福田 珠子	林業家
森 勝	岐阜県林政部長
吉田 正木	林業家

委員【省内】

牧元 幸司	林野庁企画課長
矢部 三雄	計画課長
肥後 賢輔	整備課長
本郷 浩二	経営企画課長
雑賀 幸哉	農村振興局中山間地域振興課長

(オブザーバー)

梶山 恵司	内閣官房国家戦略室内閣審議官
-------	----------------

(事務局)

淵上 和之	林野庁技術開発推進室長
小島 孝文	首席森林計画官

*○印は座長予定者

FAX又はインターネットでの申込み方法

[宛先] 林野庁森林・林業基本政策検討室 宛

FAX番号 : 03-6744-1707

インターネット: 下記のアドレスにアクセスの上お申し込み下さい。

(<https://www.contact.maff.go.jp/rinya/form/4a3d.html>)

(平成22年2月4日(木)～2月10日(火) 17:00までの申込有効)

[記載事項] 件名を「森林・林業基本政策検討委員会の傍聴希望」と記載して下さい。

その他の記載事項として、傍聴希望者のお名前(フリガナ)、連絡先住所、電話番号、FAX番号、(お差し支えなければ)勤務先、所属団体をご記入下さい。

※ 複数名お申込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書き下さい。

傍聴する場合の留意事項

森林・林業基本政策検討委員会の傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守して下さい。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- ① 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- ② 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。
- ③ 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・委員等の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・傍聴中の入退席(ただし、やむを得ない場合を除く。)
 - ・写真カメラ、ビデオカメラ等による撮影、テープレコーダー等による録音(ただし、座長が特に認めた場合を除く。)
 - ・新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
 - ・飲食及び喫煙
- ④ 銃砲刀剣類その他危険なものを会議場に持ち込まないこと。
- ⑤ その他、座長、事務局職員の指示に従うこと。

プレスリリース

平成 22 年 2 月 4 日
林 野 庁

「第1回森林組合改革・林業事業体育成検討委員会」の開催 及び傍聴について

農林水産省では、平成 22 年 2 月 16 日（火曜日）に、農林水産省三番町共用会議所第 3 会議室において「第 1 回森林組合改革・林業事業体育成検討委員会」を開催いたしますので、お知らせします。

会議は公開です。

また、カメラ撮影は冒頭のみとします。

1. 概要

「森林・林業 再生プラン」（平成 21 年 12 月 25 日公表）で掲げた施策の具体的な検討を行うため、「森林・林業 再生プラン推進本部」の下に「森林・林業 基本政策検討委員会」「路網・作業システム検討委員会」「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会」「人材育成検討委員会」「国産材の加工・流通・利用検討委員会」の 5 つの検討会を設置しました。このたび、森林組合等に関する実践的な課題の検討を行う「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会」の第 1 回委員会を開催します。

なお、今回の会議資料及び議事の概要は、会議終了後に次の URL ページで公開することとしています。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keiei/saisei/index.html>

2. 日時

平成 22 年 2 月 16 日（火曜日） 13 時 30 分～ 16 時 30 分

3. 場所

農林水産省三番町共用会議所 第 3 会議室

住所：東京都千代田区九段南 2-1-5

4. 議題

地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化や生産性の高い林業事業体の育成のための具体的な対策等について検討。

5. 委員

別紙1 「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会委員名簿」参照

6. 傍聴可能人数

15名程度（希望者多数の場合は抽選）。

7. 傍聴の申込み

FAX又はインターネットにて、2月10日（水曜日）17時00分までにお申し込み下さい。
（別紙2「FAX又はインターネットでの申込み方法」をご参照ください。また、電話でのお申し込みはご遠慮下さい。）

- ・ 傍聴の可否については、2月12日（金曜日）にご連絡いたします。
- ・ 傍聴に当たっては、別紙2「傍聴する場合の留意事項」をお守り下さい。

<添付資料>

- ・ 別紙1 「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会委員名簿」
- ・ 別紙2 「FAX又はインターネットでの申込み方法」、「傍聴する場合の留意事項」

お問い合わせ先

林政部経営課

担当者：組合組織班 宮、古市

代表：03-3502-8111（内線6082）

ダイヤルイン：03-6744-2287

FAX：03-3502-1649

当資料のホームページ掲載URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(別紙1)

森林組合改革・林業事業体育成検討委員会

委員【外部】[50音順]

井川 彰	井上林産株式会社代表取締役
浦部 秀一郎	多野東部森林組合会計主任
進藤 高吉	島根県林業労働力確保支援センター 林業雇用改善アドバイザー
平子 作麿	有限会社平子商店代表取締役
坪野 克彦	株式会社フォレスト・ミッション代表取締役
○ 土屋 俊幸	東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授
楡井 宏志	公認会計士
肱黒 直次	全国森林組合連合会参事
堀 靖人	(独)森林総合研究所林業経営・政策研究領域林業動向解析研究室長

委員【省内】

安東 隆	林野庁経営課長
川端 省三	業務課長
石澤 尚史	林業労働対策室長
池田 直弥	造林間伐対策室長

(オブザーバー)

梶山 恵司

内閣官房国家戦略室内閣審議官

(事務局)

洲上 和之

小島 孝文

林野庁技術開発推進室長

首席森林計画官

※ ○印は座長予定者

(別紙2)

FAX又はインターネットでの申込み方法

[宛先] 林野庁経営課組合組織班 宛

FAX番号 : 03-3502-1649

インターネット: 下記のアドレスにアクセスの上お申し込み下さい。

<https://www.contact.maff.go.jp/rinya/form/fa8c.html>

(平成22年2月4日(木)～2月10日(火) 17:00までの申込有効)

[記載事項] 件名を「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の傍聴希望」と記載して下さい。

その他の記載事項として、傍聴希望者のお名前(フリガナ)、連絡先住所、電話番号、FAX番号、(お差し支えなければ)勤務先、所属団体をご記入下さい。

※ 複数名お申込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書き下さい。

傍聴する場合の留意事項

森林・林業基本政策検討委員会の傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守して下さい。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- ① 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- ② 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。
- ③ 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・委員等の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・傍聴中の入退席(ただし、やむを得ない場合を除く。)
 - ・写真カメラ、ビデオカメラ等による撮影、テープレコーダー等による録音(ただし、座長が特に認めた場合を除く。)
 - ・新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
 - ・飲食及び喫煙
- ④ 銃砲刀剣類その他危険なものを会議場に持ち込まないこと。
- ⑤ その他、座長、事務局職員の指示に従うこと。

プレスリリース

平成 22 年 2 月 4 日
林 野 庁

「第1回人材育成検討委員会」の開催及び傍聴について

農林水産省では、平成 22 年 2 月 12 日(金曜日)に、農林水産省本館 4 階第 2 特別会議室において「第 1 回人材育成検討委員会」を開催いたしますので、お知らせします。

会議は公開です。また、カメラ撮影は冒頭のみとします。

1. 概要

「森林・林業再生プラン」(平成 21 年 12 月 25 日公表)で掲げた施策の具体的な検討を行うため、「森林・林業再生プラン推進本部」の下に「森林・林業基本政策検討委員会」「路網・作業システム検討委員会」「森林組合改革・林業事業体育成検討委員会」「人材育成検討委員会」「国産材の加工・流通・利用検討委員会」の 5 つの検討会を設置しました。このたび、人材育成に関する実践的な課題等の検討を行う「人材育成検討委員会」の第 1 回委員会を開催します。

なお、今回の会議資料及び議事の概要は、会議終了後に次の URL ページで公開することとしています。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kenho/saisei/index.html>

2. 日時

平成 22 年 2 月 12 日(金曜日) 10 時 00 分～12 時 00 分

3. 場所

農林水産省本館 4 階第 2 特別会議室

住所：東京都千代田区霞が関 1-2-1

4. 議題

人材育成マスタープランの作成を始め、日本型フォレスター等の技術者や路網作設オペレーター等技能者の育成のあり方や活用方法等について検討

5. 委員

別紙 1：「人材育成検討委員会委員名簿」参照

6. 傍聴可能人数

15名程度（希望者多数の場合は抽選）

7. 傍聴の申込

FAX又はインターネットにて、2月9日(火曜日)15時00分までにお申し込み下さい。
(別紙2「FAX又はインターネットでの申込み方法」をご参照下さい。また、電話でのお申し込みはご遠慮下さい。)

- ・ 傍聴の可否については、2月10日(水曜日)にご連絡いたします。
- ・ 傍聴に当たっては、別紙2「傍聴する場合の留意事項」をお守り下さい。

<添付資料>

- ・ 別紙1：「人材育成検討委員会委員名簿」
- ・ 別紙2：「FAX又はインターネットでの申込み方法」「傍聴する場合の留意事項」

お問い合わせ先

森林整備部研究・保全課
担当者：普及教育班 青柳
代表：03-3502-8111（内線 6210）
ダイヤルイン：03-3502-5721
FAX：03-3502-2104

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

人材育成検討委員会委員名簿

委員【外部】[50音順]

相川 高信	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社副主任研究員
駒木 貴彰	(独) 森林総合研究所研究コーディネータ
篠田 善彦	岐阜県立森林文化アカデミー学長
高橋 雅弘	静岡県森林組合連合会林産課長
寺下 太郎	愛媛大学農学部准教授
徳永 隆平	埼玉県秩父農林振興センター林業部森林技術・林業支援担当部長
○ 永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
枚田 邦宏	鹿児島大学農学部准教授
安田 孝	有限会社安田林業代表取締役

委員【省内】

渋谷 晃太郎	林野庁研究・保全課長
松本 寛喜	森林保全推進室長
本郷 浩二	経営企画課長
石澤 尚史	林業労働対策室長
黒川 正美	森林技術総合研修所長

(オブザーバー)

梶山 恵司

内閣官房国家戦略室内閣審議官

(事務局)

淵上 和之

小島 孝文

林野庁技術開発推進室長

首席森林計画官

*○印は座長予定者

FAX又はインターネットでの申込み方法

[宛先] 林野庁研究・保全課普及教育班 宛

FAX番号 : 03-3502-2104

インターネット: 下記のアドレスにアクセスの上お申し込み下さい。

(<https://www.contact.maff.go.jp/rinya/form/b112.html>)

(平成22年2月4日(木)~2月9日(火) 15:00までの申込有効)

[記載事項] 件名を「人材育成検討委員会の傍聴希望」と記載して下さい。
その他の記載事項として、傍聴希望者のお名前(フリガナ)、連絡先住所、電話番号、FAX番号、(お差し支えなければ)勤務先、所属団体をご記入下さい。

※ 複数名お申込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書き下さい。

傍聴する場合の留意事項

人材育成検討委員会の傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守して下さい。
これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

- ① 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- ② 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。
- ③ 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・委員等の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・傍聴中の入退席(ただし、やむを得ない場合を除く。)
 - ・写真カメラ、ビデオカメラ等による撮影、テープレコーダー等による録音(ただし、座長が特に認めた場合を除く。)
 - ・新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
 - ・飲食及び喫煙
- ④ 銃砲刀剣類その他危険なものを会議場に持ち込まないこと。
- ⑤ その他、座長及び事務局職員の指示に従うこと。

農林水産省 森林・林業再生プラン推進本部

本部長

農林水産大臣

本部長代理

郡司副大臣

副本部長

舟山大臣政務官

本部員

事務次官、官房長、総括審議官、
技術総括審議官、農村振興局長、
技術会議事務局長、
林野庁長官【事務局長】

実践的課題
の検討

制度的課題
の検討

路網・作業システム検討委員会

森林組合改革・林業事業体育成
検討委員会

人材育成検討委員会

国産材の加工・流通・利用検討
委員会

森林・林業基本政策検討委員会

森林・林業再生プラン推進本部の設置について

1 趣旨

「森林・林業再生プラン」(平成21年12月25日公表)に即した具体的な施策を推進するため、農林水産省に「森林・林業再生プラン推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

2 推進本部の構成

(1) 推進本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本 部 長： 赤松農林水産大臣

本部長代理： 郡司農林水産副大臣

副 本 部 長： 舟山農林水産大臣政務官

本 部 員： 事務次官、官房長、総括審議官、技術総括審議官、
農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、
林野庁長官【事務局長】

(2) 具体的な施策の検討を行うため、推進本部の下に、検討委員会を置くことができる。検討委員会は、外部有識者等及び関係課長等で構成する。

(3) 推進本部の庶務は、林野庁企画課において処理する。

3 推進本部の検討事項

(1) 森林・林業再生プランに即した施策の推進

(2) その他、森林・林業の再生に必要な事項

森林・林業再生プラン推進本部の下に置く検討委員会について

1 検討委員会の設置

森林・林業再生プラン推進本部の下に、次の検討委員会を置く。

- (1) 森林・林業基本政策検討委員会
- (2) 路網・作業システム検討委員会
- (3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会
- (4) 人材育成検討委員会
- (5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会

2 各検討委員会の検討事項

- (1) 森林・林業基本政策検討委員会

森林計画制度の見直しや補助金・予算の見直しなど、森林・林業再生プランに掲げている制度面の課題への対応について検討。

- (2) 路網・作業システム検討委員会

地域の条件に応じた路網作設技術の確立や先進的な林業機械の導入など、森林整備や木材生産の効率化に必要となる路網・作業システムを確立するための具体的な対策について検討。

- (3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会

地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化や生産性の高い林業事業体の育成のための具体的な対策等について検討。

- (4) 人材育成検討委員会

人材育成マスタープランの作成を始め、日本型フォレスター等の技術者や路網作設オペレーター等技能者の育成のあり方や活用方法等について、「林業経営者育成確保事業」と連携しつつ検討。

(5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会

国産材の加工・流通構造や木材利用の拡大など森林資源の活用を進めるための対策の検討。

3 各検討委員会の委員

各検討委員会の委員は、外部有識者等及び関係課長等で構成し、座長を置くこととする。

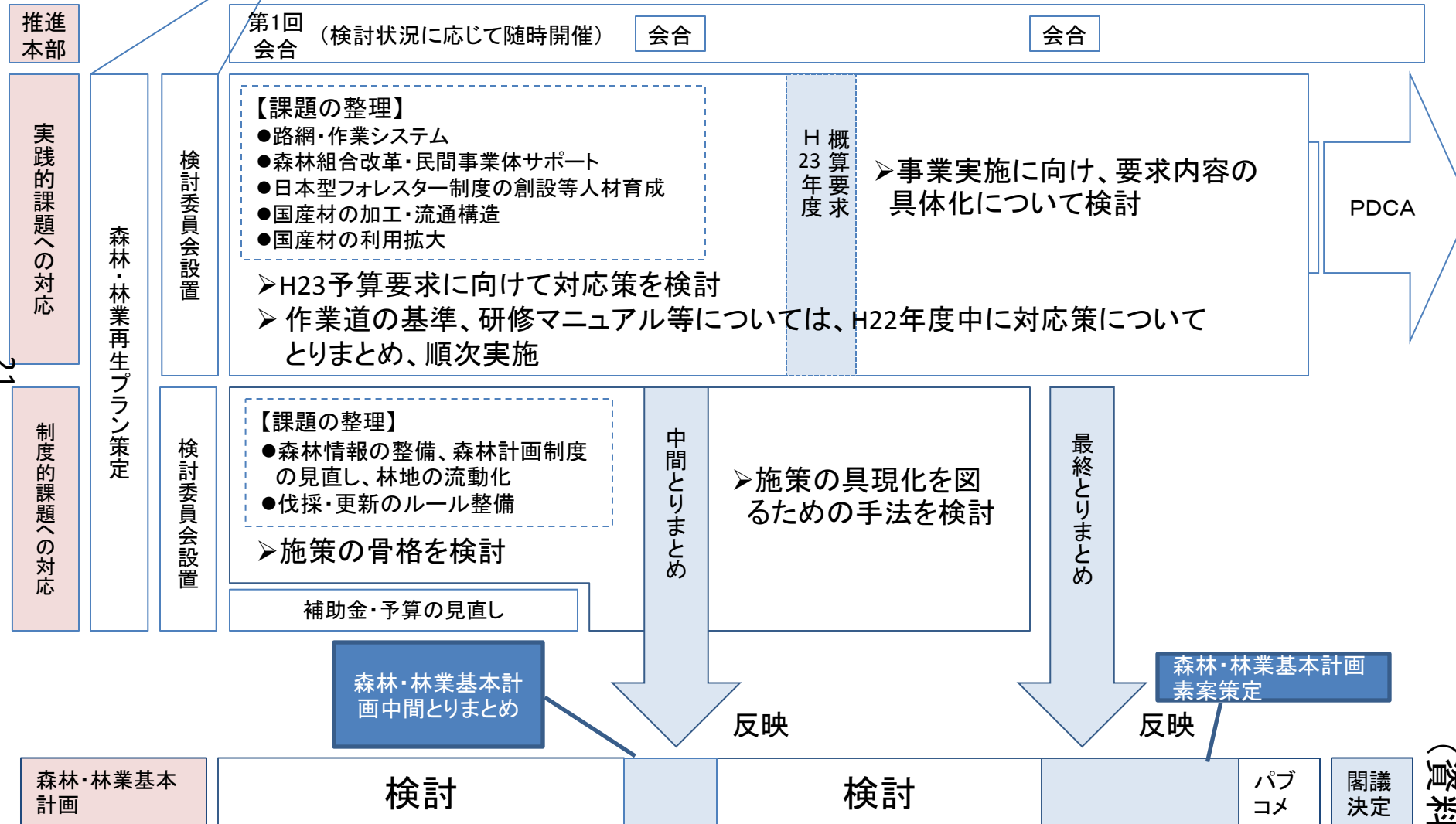
なお、各委員会の座長は、必要に応じて関係者に出席を求め意見を聴くことができる。

4 その他

各検討委員会は、その検討状況を適宜、推進本部へ報告する。

森林・林業再生プランに基づく主要課題の実施スケジュール

H21	H22												H23		
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月



森林・林業再生プラン（平成21年12月25日農林水産省）（概要） ～コンクリート社会から木の社会へ～

I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方

1. 基本認識

森林所有者の林業への関心は低下。森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況。一方、世界的な木材需要の増加、低炭素社会づくりの動きなどを背景に、木材利用の拡大に対する期待は高まり。こうした中、今後10年間を目途に、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針を作成。

2. 3つの基本理念

以下の3つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換。

理念1：森林の有する多面的機能の持続的発揮

理念2：林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生

理念3：木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

II. 目指すべき姿

10年後の木材自給率50%以上

III. 検討事項

1. 林業経営・技術の高度化

- (1) 路網・作業システム
- (2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備
- (3) 森林組合改革・民間事業体サポート

2. 森林資源の活用

- (1) 国産材の加工・流通構造
- (2) 木材利用の拡大

3. 制度面での改革、予算

- (1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化
- (2) 伐採・更新のルール整備
- (3) 木材利用の拡大に向けた制度等の検討
- (4) 国有林の技術力を活かしたセーフティネット
- (5) 補助金・予算の見直し

IV. 推進体制

- ・ **森林・林業再生プラン推進本部**（本部長：農林水産大臣）
- ・ **検討委員会**（外部の有識者なども含めた推進本部の下の委員会）

V. 主体別の果たす役割について

国、地方公共団体、森林組合・林業事業体・森林所有者が、森林・林業基本法に示されたそれぞれの役割を確認し、相互に連携して取組。

森林・林業再生プラン

～コンクリート社会から木の社会へ～

平成21年12月25日
農 林 水 産 省

目 次

I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方	1
1. 基本認識	
2. 3つの基本理念	
II. 目指すべき姿	3
III. 検討事項	3
1. 林業経営・技術の高度化	
(1) 路網・作業システム	
(2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備	
(3) 森林組合改革・民間事業体サポート	
2. 森林資源の活用	
(1) 国産材の加工・流通構造	
(2) 木材利用の拡大	
3. 制度面での改革、予算	
(1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化	
(2) 伐採・更新のルール整備	
(3) 木材利用の拡大に向けた制度等の検討	
(4) 国有林の技術力を活かしたセーフティネット	
(5) 補助金・予算の見直し	
IV. 推進体制	7
V. 主体別の果たす役割について	7

本プランは、緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）を受け作成したものです。

I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方

1. 基本認識

- ・ 我が国においては、戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある。しかしながら、国内の林業は路網整備や施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業への関心は低下している。また、相続などにより、自らの所有すら意識しない森林所有者の増加が懸念され、森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況にある。
- ・ 一方、世界的な木材需要の増加、資源ナショナリズムの高まり、為替の動向などを背景として外材輸入の先行きは不透明さを増している。また、木材を化石資源の代わりに、マテリアルやエネルギーとして利用し地球温暖化防止に貢献することや、資材をコンクリートなどから環境にやさしい木材に転換することにより低炭素社会づくりを進めることなど、木材利用の拡大に対する期待も高まっている。
- ・ このような状況を踏まえ、今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針となる「森林・林業再生プラン」を作成する。

2. 3つの基本理念

以下の3つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する。

理念1：森林の有する多面的機能の持続的発揮

森林・林業に関わる人材育成を強化するとともに、森林所有者の林業への関心を呼び戻し、森林の適切な整備・保全を通じて、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全、木材生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保する。

理念2：林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生

林業・木材産業を環境をベースとした我が国の成長戦略の中に位置づけ、木材の安定供給体制を確立するとともに、川下での加工・流通体制を整備し、山村地域における雇用への貢献を図る。

理念3：木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

木材をマテリアルからエネルギーまで多段階に利用することにより、化石資源の使用削減に貢献し、低炭素社会の実現に貢献する。また、木材利用の拡大が、林業・山村の活性化、森林の適切な整備・保全の推進につながっていくことの国民理解の醸成に取り組む。

Ⅱ. 目指すべき姿

10年後の木材自給率50%以上

Ⅲ. 検討事項

1. 林業経営・技術の高度化

(1) 路網・作業システム

(目的)

森林の整備や木材生産の効率化に必要な、路網と林業機械を組み合わせた作業システムの導入。

(検討事項)

- ・ 低コストで崩れにくい作業道などを主体とした路網整備の加速化に向けて必要な、地域の条件に応じた路網作設技術の確立
- ・ 先進的な林業機械の導入・改良や効率的な作業システムの構築・普及・定着

(2) 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備

(目的)

森林の有する多面的機能の持続的発揮や効率的な林業経営の推進に必要な技術及び知識を持った人材の育成。

(検討事項)

- ・ 戦略的・体系的に人材を育成するための「人材育成マスタープラン」の作成
- ・ 「日本型フォレスター」、森林施業プランナー、路網設計者など森林・林業に係る現場技術者の育成及び活用

- ・ 路網作設オペレーターなど現場技能者の育成及び活用

(3) 森林組合改革・民間事業者サポート

(目的)

木材の安定供給を通じた森林・林業の再生に向け不可欠な、担い手の育成や森林施業の集約化などの基盤整備。

(検討事項)

- ・ 地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化、員外利用の厳格化と経営内容の透明性の確保、民間事業者の育成
- ・ 「森林施業プランナー」による提案型集約化施業の推進

2. 森林資源の活用

(1) 国産材の加工・流通構造

(目的)

森林から産出される木材を最大限に活用するための、国内の加工・流通構造の改革。

(検討事項)

- ・ 外材主体の製材工場の国産材への原料転換の促進、質・量ともに、外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備
- ・ 大ロット需要先や「梁」、「桁」、「集成材用ラミナ」など従来国産材の利用が少ない用途に対する国産材製品の供給体制の整備
- ・ 木材利用の多角化や新たな木質部材開発に向けた研究・技術開発の推進

(2) 木材利用の拡大

(目的)

地球温暖化防止への貢献やコンクリート社会から木の社会への転換を実現するための木材利用の拡大。

(検討事項)

- ・ 地域材住宅の推進とそれを支える木造技術の標準化、木造設計を担える人材の育成、公共建築物などへの木材利用の推進
- ・ 経営的・技術的に整合のとれた木質バイオマス利用の仕組みづくりと着実な普及体制の整備、研究・技術開発の推進等
- ・ 木材利用に係る環境貢献度の「見える化」などによる国産材の信頼性の向上

3. 制度面での改革、予算

(1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化

(目的)

森林・林業の再生を確実なものとするための、制度面での改革、予算の検討。

(検討事項)

- ・ 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保するために必要な森林資源情報の的確な把握及び政策立案・評価への積極的な活用
- ・ 森林計画により森林所有者等の適切な森林経営を誘導するなどの取組の強化
- ・ 森林所有者等に対する、適切な森林経営の義務づけと間伐等の森林整備を実施する上でのサポートのあり方に

ついて一体的に検討

- ・ 木材生産と生物多様性保全などの公益的機能が調和した実効性ある森林計画とするための森林計画制度の見直しについて検討
- ・ 「日本型フォレスター」の活用のあり方の検討
- ・ 意欲のある森林所有者等への経営の集中化の促進
- ・ 森林の境界確定の推進と集約化施業や路網整備に係る同意取付の円滑化に向けたルールの検討
- ・ 施業の進まない森林に対するセーフティネット（公的森林整備）のあり方の検討

（２）伐採・更新のルール整備

（目的）

森林資源の持続的かつ循環的な利用の確保。

（検討事項）

- ・ 大規模な皆伐の抑止や伐採跡地への植林の確保に必要な仕組みの検討

（３）木材利用の拡大に向けた制度等の検討

（目的）

木材の確実な利用拡大。

（検討事項）

- ・ 公共建築物などにおける木材利用の義務化や石炭火力発電所における石炭と木質燃料の混合利用に向けた枠組みについて関係省庁と連携しつつ検討

（４）国有林の技術力を活かしたセーフティネット

（目的）

国民共通の財産である国有林の技術力の活用。

（検討事項）

- ・ 公益重視の管理経営のより一層の推進、民有林への指

導やサポート、森林・林業政策への貢献を行うとともに、そのために組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討

(5) 補助金・予算の見直し

(目的)

施策の目的の着実な達成に向けた所要の見直し。

(検討事項)

- ・ 現場の実情・要請などを踏まえた補助金の見直し・メニューの簡素化
- ・ 制度面での改革と併せた予算の見直し
- ・ 路網・作業システムを普及するための補助要件見直し

IV. 推進体制

農林水産大臣は、本プランを着実に推進するため、農林水産省内に、農林水産大臣を本部長とする「森林・林業再生プラン推進本部」を設置する。また、推進本部の下に、制度面、実践面それぞれの具体的な対策の検討を行うための、外部の有識者なども含めた検討委員会を立ち上げる。

なお、実施面における取組については、検討委員会の議論を踏まえ、順次、対策を実行に移す。

また、制度面の検討については、森林・林業基本計画の見直し（平成22年度末までを目途）に反映させるとともに、必要な法制度の見直しについても検討する。

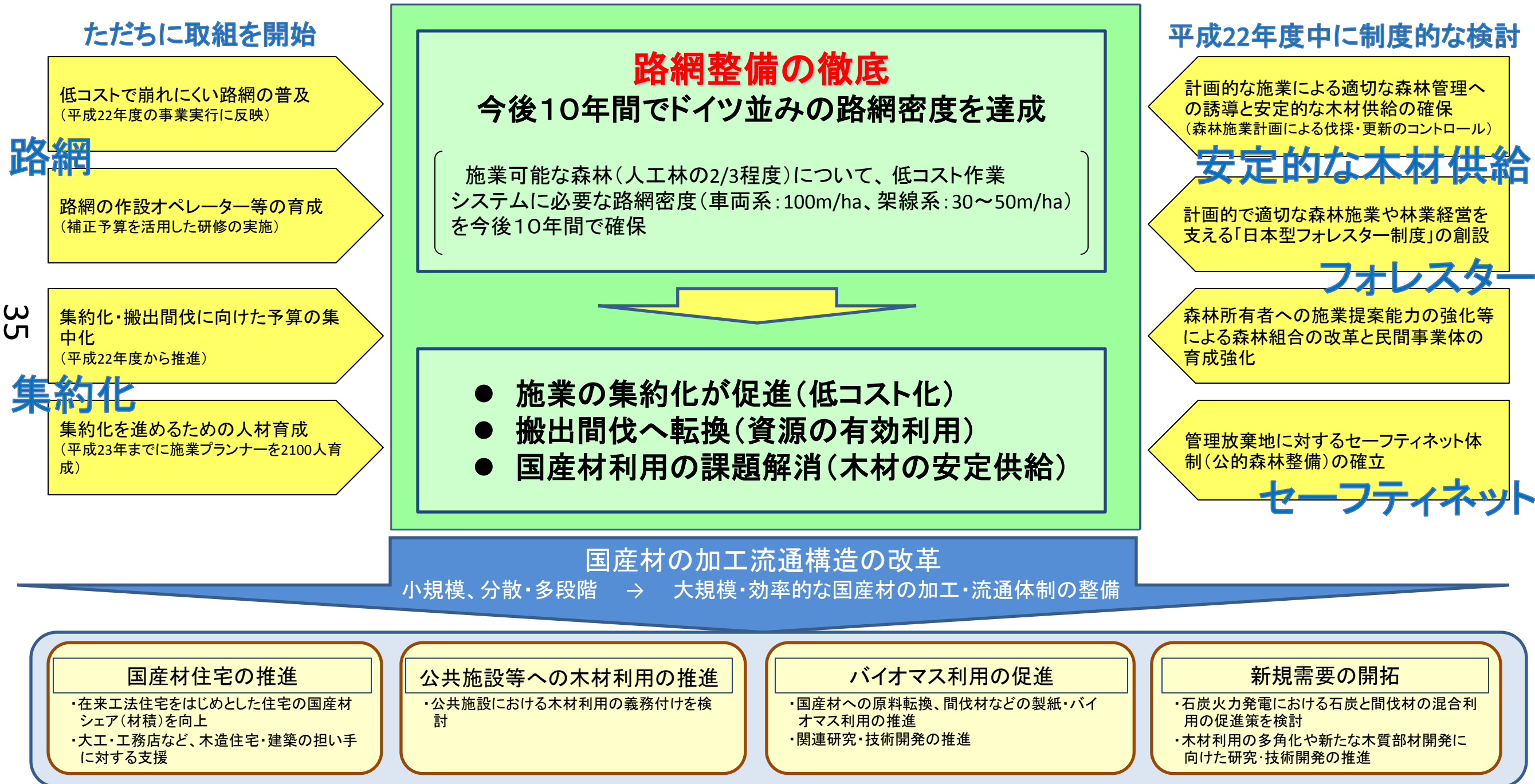
V. 主体別の果たす役割について

森林・林業の再生を図るためには、国、地方公共団体、森林組合・林業事業体・森林所有者が、森林・林業基本法に示されたそれぞれの役割を確認し、相互に連携して取組を進めることが重要である。

森林・林業再生プラン(イメージ図)

- 強い林業の再生に向け、**路網整備**や**人材育成**など集中的に整備し、今後、10年以内に外材に打ち勝つ国内林業の基盤を確立
- 山元へ利益を還元するシステムを構築し、**やる気のある森林所有者・林業事業体を育成**するとともに、林業・木材産業を地域産業として再生
- 木材の安定供給体制を構築し、**外材からの需要を取り返して**、強い木材産業を確立
- **低炭素社会づくり**に向け、我が国の社会構造を「**コンクリート社会から木の社会**」に転換

《木材の安定供給体制を構築し、儲かる林業を実現》



～ コンクリート社会から木の社会へ 木材自給率50% 低炭素社会の実現 ～

森林・林業再生プラン概要

◆◆ 再生プランの目ざすところ ◆◆

- ・林業・林産業の再生を、環境をベースとした成長戦略の中に位置付け、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により雇用も含めた地域再生を図る。
- ・森林計画制度等の制度面から路網・作業システム整備、人材育成などの実践面も含め、森林・林業政策を全面的に見直す。



木材自給率50% (2020年までに)
【木材生産1,800万m³→4,000万～5,000万m³】

■ 林業経営・技術の高度化

○ 路網・作業システム

- ・先進的林業機械の導入、普及
- ・作業道作設に関する新たな指針の創設
- ・生産性の高い機械利用を前提とした路網体系の理論・技術の整理・普及
- ・理論・技術の整理(作業システム、機械、森づくり、間伐方法等)

○ 森林組合改革・民間事業者サポート

- ・地域の森林管理の主体として森林組合の役割の明確化
- ・員外利用の厳格化
- ・会計制度の見直し
- ・民間事業者の育成強化

○ 日本型フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備

- ・理論・技術、研修・普及体制の整理
- ・フォレスター育成システムの確立
- ・現場技術者、路網設計者、オペレーターを体系的に育成する制度整備

■ 森林資源の活用

○ 国産材の加工・流通構造

- ・質・量ともに、外材に負けない効率的な加工・流通体制の整備
- ・大ロット需要先への供給体制の整備
- ・木材利用の多角化や新たな木質部材開発に向けた研究・技術開発の推進

○ 木材利用の拡大

- ・地域材住宅の推進とそれを支える技術の標準化、木造設計を担える人材の育成
- ・公共施設等への木材利用の推進
- ・バイオマス利用の理論・技術の整理と着実な普及体制の整備
- ・環境貢献度の「見える化」などによる国産材の信頼性の向上

■ 国民の財産を活かす

○ 国有林の技術力を活かしたセーフティネット

- ・公益重視の管理経営のより一層の推進
- ・民有林への指導やサポート、森林・林業政策への貢献

■ 制度面での改革、予算関係

- ・補助金・予算の見直しは2010年6月、他は原則として2010年11月までに結論
- ・森林・林業基本計画に反映
- ・公開ヒアリングを開催

○ 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化

- ・森林の現状を把握するための森林資源モニタリング調査等森林情報の整備・公表
- ・森林計画制度の見直しによる適切な森林管理の確保
- ・経営意欲のある者への経営の集中化の促進策の導入
- ・管理放棄地に対するセーフティネット体制(公的森林整備)の確立

○ 伐採・更新のルール整備

- ・森林資源の循環利用を念頭においた伐採・更新対策の整備(大規模皆伐の抑止・確実な植林の確保対策等)

○ 補助金・予算の見直し

- ・補助金の見直し(メニューの簡素化、補助金の透明性・公平性の確保、長伐期化への誘導)
- ・路網、機械への補助は、理論・技術の習得とあわせて実施
- ・予算の見直し